

## 企画競争説明書

平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した  
社会的事業の開発・普及のための環境整備事業

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）社会保障担当参事官室

## 平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業業務に係る企画書募集要領

### 1 総則

平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

### 2 業務内容

本業務の内容は、別添「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

### 3 予算額

業務の予算額は、以下を予定している。なお、事業計画策定型モデル事業は、平成30年度から社会的事業を展開することを前提とするものであるが、この事業の受託は平成30年度における事業実施型モデル事業の委託を約束するものではないことに留意すること。

- (1) 事業計画策定型モデル事業 1事業あたり400万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内
- (2) 事業実施型モデル事業 1事業あたり1,000万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

### 4 参加資格

- (1) 平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書作成のための仕様書の4(2)に記載するコンソーシアムの代表者又は応募の日以後に組成されるコンソーシアムにおいて代表者となる者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 5 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時 平成29年7月7日（金）16時30分～
- (2) 場所 東京都千代田区霞が関1—2—2 中央合同庁舎第5号館  
仮設第2会議室
- (3) 受付 説明会への参加を希望する者は、平成29年7月6日（木）17時までに、下記記載の「本件担当、連絡先」までその旨を連絡すること。

## 6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX又は電子メール（様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成29年7月10日（月）17時まで
- (3) 回答 平成29年7月14日（金）までに企画競争説明書交付者に対してFAX又は電子メールにて行う。

## 7 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

- ① 平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書

「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書作成のための仕様書」に従って作成、資料の添付を行うこと。

- ② 暴力団等に該当しない旨の誓約書

### (2) 提出期限等

- ① 提出期限

平成29年7月25日（火）17時

- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先  
6（1）に同じ
- ③ 提出部数  
上記（1）の資料をまとめたものを1部とし、そのコピー4部と合わせて合計5部を提出のこと。
- ④ 提出方法  
直接提出（持参）又は郵送とする。
  - ア 提出期限 平成29年7月25日（火）17時
  - イ 提出先 6（1）に同じ
  - ウ 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。  
郵送の場合は、平成29年7月25日（火）17時を必着とし、事前に下記記載の連絡先に郵送する旨を連絡すること。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
  - ア 受付時間は、平日の10時から17時までとする。
  - イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
  - ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
  - エ 一者当たり2件の企画を限度とし、2件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
  - オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
  - カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
  - キ 7（1）②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した企画書等は、無効とする。
  - ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 8 評価の実施

- （1）「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書評価について」及び「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書等評価基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補を選定する。
- （2）事業の採択数は、3（1）については5、3（2）については3を目安

とし、評価委員会の評価結果に基づき予算の範囲内で契約候補者を選定する。

(3) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 9 契約の締結

評価結果通知後速やかに、支出負担行為担当官厚生労働省政策統括官（総合政策担当）は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約を締結する。

## 10 その他

企画書等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

### 【本件担当・連絡先】

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
中央合同庁舎第5号館

担当：厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
社会保障担当参事官室 嶺岸

T E L : 03-5253-1111（内線 7695）

F A X : 03-3595-2158

E-mail : [minegishi-eisuke@mhlw.go.jp](mailto:minegishi-eisuke@mhlw.go.jp)

平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書評価について

1 企画書評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）内に「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、提出された企画書等の内容に基づき、評価を行う。  
委員会の構成（委員長は外部委員の互選により選任）  
委員 外部有識者 2名  
委員 厚生労働省職員 2名
- (3) 委員は、保健福祉分野における社会的事業等についての学識経験等の識見を有する者のうちから、政策統括官（総合政策担当）が委嘱する。

2 企画書等の評価

- (1) 「平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書等評価基準及び採点表」に基づき、委員ごと採点する。

【採点基準】

5点満点項目

- |             |    |
|-------------|----|
| ・A（特に優れている） | 5点 |
| ・B（優れている）   | 4点 |
| ・C（普通）      | 3点 |
| ・D（やや劣る）    | 2点 |
| ・E（劣る）      | 0点 |

10点満点項目

- |             |     |
|-------------|-----|
| ・A（特に優れている） | 10点 |
| ・B（優れている）   | 8点  |
| ・C（普通）      | 5点  |
| ・D（やや劣る）    | 2点  |
| ・E（劣る）      | 0点  |

- (2) 上記1（1）の採点結果を整理し、全項目の採点を合算した計数を総得点として、総得点が総配点の60%以上である者を高い点数を得た順に契約候補者とする。
- (3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

- ② ①において「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を契約者とする。
- ③ ②において「B」の数が同数の場合は、「C」の数が多い者を契約者とする。
- ④ ③において「C」の数が同数の場合は、委員長の決定により契約候補者を選定する。

### 3 評価結果の報告

委員会は、委員会事務局を通じ、評価結果を支出負担行為担当官へ報告する。

平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発普及のための環境整備事業の企画書等評価基準及び採点表

(委員名 )

(提案者 )

評価項目		配分点	採点	備考
1. 社会的事業の内容は、本事業により行うにふさわしいものか。	・ 地域の実情・ニーズを分析し、その結果に基づいて事業の目標を設定しているか。	10点		
	・ 社会的事業の内容は、事業目標を達成し、地域の社会的課題を解決するのに資するか。	10点		
	・ 社会的事業の手法は、現在行われている施策や実践に照らして、革新的又は創意工夫のあるものとなっているか。 (例) ・ 保健福祉分野の社会的課題解決に加え、他分野における社会的価値を生み出すなど、より大きな社会的価値の発生が期待できる事業。 ・ 既存の予算事業において認められた手法と異なる手法を用いることで、高い社会的価値を生み出すことが期待できる事業。	10点		
2. 社会的事業の内容は、本事業で行うのに十分に具体的で、実現可能な内容か。	・ 社会的事業者は、当該事業分野において、十分な実績を有していると考えられるか。	10点		
	・ 社会的事業が行われる自治体との間で、本事業により社会的事業を実施することについて、十分な協力を得られているか。(既に内諾が得られている場合には満点とする。)	10点		
	・ 社会的事業を実施するために必要な環境(建物、設備等)が十分に確保できる見込みはあるか。(既に確保できている場合には満点とする。)	10点		
	・ 社会的事業の事業規模は、当該事業による支援対象者数の見込みや、資金計画に照らして、妥当な水準と考えられるか。	10点		
3. 本事業に基づくスケジュールは妥当か。	・ 全体のスケジュールは、事業計画の策定期間、民間資金提供者との契約期間、報告書の作成期間等無理のない設定がされているか。	10点		
4. 本事業を行うのに適切な体制があるか。	・ コンソーシアムの組成や関係者間の調整、事業全体の進捗管理を適切に行うための人員体制は十分であるか。	5点		
	・ コンソーシアムが組成できる見込みがあるか。(既に全ての構成員から内諾を得られている場合には満点とする。)	5点		
	・ 民間資金提供者の確保の見込みが十分にあるか。(既に一部でも確保できている場合には満点とする。)	5点		
	・ 民間資金提供者との契約を締結する上で、必要な体制が確保されているか。 (例) ・ 社会的事業者又は中間支援組織に、類似の契約を行った実績がある。 ・ 弁護士、会計士との協力関係が確保されている。	5点		
合計		100点		

【採点基準】

5点の項目 「特に優れている」：5点、「優れている」：4点、「普通」：3点、「やや劣る」：2点、「劣る」：0点

10点の項目 「特に優れている」：10点「優れている」：8点 「普通」：5点 「やや劣る」：2点 「劣る」：0点



平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の企画書作成のための仕様書

1. 件名

平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業

2. 実施期間

契約締結日（※）から平成30年3月30日までとする。

（※）平成29年8月中旬を予定。

3. 趣旨

この事業は、以下のいずれかの内容を基本的枠組みとする社会的事業をモデル的に実施することにより、このような事業の開発・普及を狙いとするものである。

(1) . 行政と民間の連携の下、

①地域における保健福祉分野の社会的課題の発生又は深刻化を事前に防止すること

②保健福祉分野の社会的課題に対処する行政コストの発生が回避又は軽減されるか、社会的価値を生み出すことにより、社会的事業に要する経費を含めても、社会全体のコストが従前より軽減されること

(2) . 地域において十分に活用されていない物的資源・人的資源を活用することにより、新たな社会的価値を創出すること

4. モデル的に実施する社会的事業の基本的枠組み

(1) . 関係者

①地方公共団体

保健福祉課題に対処する行政コストの負担者、新たな社会的事業に要する経費の負担者、社会的事業者に対する助言者

②社会的事業者

新たな社会的事業の実施者

③民間資金提供者

社会的事業者への資金提供者

④中間支援組織

関係者間の調整者（これを設置しないことも可能とする。）

(2) . コンソーシアム

(1)の関係者のうち、地方公共団体、社会的事業者、中間支援組織は、一体となって本事業を企画・実施するため、コンソーシアムを形成する。このコンソーシアムには、このほか、民間資金提供者その他本事業に必要な者を含めることがで

きる。

### (3) . ファイナンス

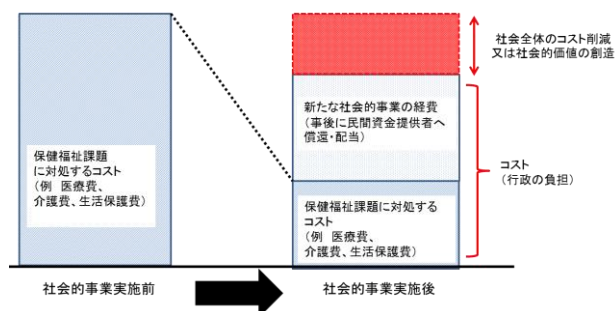
#### ①社会全体のコスト軽減を目的とする事業【3(1)】

- i. 民間資金提供者からの事前の資金提供に基づき、社会的事業者が事業を実施。
- ii. 事業により社会的インパクトが生じた場合には、行政から委託金又は補助金（成果報酬）を支払う。
- iii. 民間資金が有償資金である場合は、社会的事業者から事業成果に応じて民間資金提供者に借入金元利償還、配当等を行う。
- iv. 事業が消費者等からの対価支払が期待できるものである場合には、事業のファイナンスは民間資金、行政からの委託金、補助金の他、対価によっても賄われる。

※1 行政からの委託金・補助金の支払いが成果報酬的になるため、事業が社会的価値をもたらさない場合には、民間資金提供者が資金リスクを負う。

※2 本事業では、行政の委託金・補助金の全部又は一部に替えて、厚生労働省からの委託金を充てることができる。

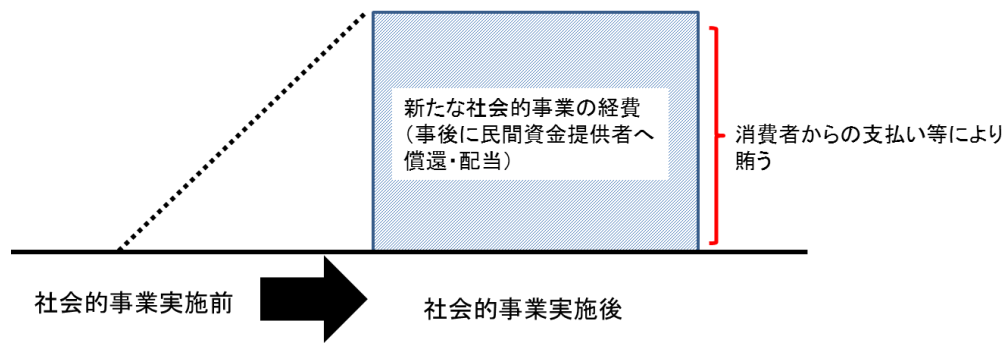
#### 参考① ファイナンス概念図（社会全体のコスト軽減を目的とする事業）【3(1)】



#### ②新たな社会的価値を生み出す事業【3(2)】

- i. 民間資金提供者からの事前の資金提供に基づき、社会的事業者が事業を実施。
- ii. 物品の流通・販売や役務の提供などの社会的事業の対価として消費者から支払いを受ける。
- iii. 民間資金が有償資金である場合は、社会的事業者から事業成果に応じて民間資金提供者に借入金元利償還、配当等を行う。
- iv. 民間資金及び消費者からの対価支払いによって事業資金が賄われるが、事業により創出される社会的価値に着目して行政から補助金が支払われる場合もある。本事業では、行政の委託金・補助金の全部又は一部に替えて、厚生労働省からの委託金を充てることができる。

参考② ファイナンス概念図（新たな社会的価値を生み出す事業）【3(2)】



## 5. 社会的事業の例

- (1) . 対象者への服薬指導、受診勧奨等の支援や地域活動への参加支援等を行うことにより、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目的とする事業。
- (2) . 生活困窮者やひきこもりを経験した者に対して就職・復職、就学、復学を目的とした生活支援を行い、将来的な自立を促進する事業。
- (3) . 乳児院や児童養護施設の児童などに対し、養子縁組など家庭養護を推進し、当該児童の育成を行う事業。
- (4) . 耕作放棄地や空き家等の地域の遊休資源を活用して、物やサービスの生産・流通活動に参加する機会を生み出すことで、地域経済活動の活性化と同時に、参加者の介護予防、健康増進、自立支援等を推進する事業。

## 6. 予定額

- (1) . 事業計画策定型モデル事業 1事業あたり 4,000 千円以内  
平成 30 年度から社会的事業を展開することを前提として、7. (1) 及び(5) の業務を行うもの。
- (2) . 事業実施型モデル事業 1事業あたり 10,000 千円以内  
7. (1) から(5) の全ての業務を行うもの。ただし、7. (1) に記載する業務については、平成 29 年 12 月 1 日までにを行うこととする。

## 7. 業務内容

### (1) . 事業計画の策定

コンソーシアム内で合意の上、社会的事業の実施に必要な以下の事項について記載した事業計画を策定する。

#### ①事業目標

社会的事業の実施により実現を目指すもの。

(例) ○○を通じた市民の健康寿命の延伸・医療費の適正化、△△を通じた生活困窮者の経済的自立の促進

#### ②事業概要

事業目標を達成するための社会的事業について、具体的な手法、実施期間、対

象者その他の社会的事業の実施に必要な事項に関するもの。

③ロジック・モデル

社会的事業の実施による社会全体のコスト軽減又は社会的価値の創造（以下「アウトカム」という。）の関係性を論理的に示すもの。

④資金計画

社会的事業に要する経費について、その金額及び調達方法（民間資金提供者からの資金提供と償還計画、行政からの委託金・補助金、消費者等からの支払い）を示すもの。民間資金提供者への償還、行政からの委託金・補助金について、社会的事業の成果に応じたいわゆる成果報酬とする場合は、その方法についても記載する。

⑤成果指標

アウトカムを定量化するための指標。成果指標を測定するための具体的手法（既存の統計データの活用、対象者アンケートの実施等）についても事業計画に明記することとする。

（例）医療機関への受診回数が減少した者の数、就労・社会参加した者の数、高齢者・障害者等が参加したことによる生産額

⑥金銭的代理指標

成果が直接金銭評価できない場合に、成果指標により定量化されたそれぞれのアウトカムを貨幣換算するための指標。金銭的代理指標とすることの客観的な根拠についても事業計画に記載することとする。

（例）医療機関への受診に要する平均費用、生活支援した者が就労したと想定した場合の地域の平均賃金

(2) . 社会的事業の実施

事業計画に基づき、社会的事業を実施する。

(3) . 成果の評価

設定した成果指標及び金銭的代理指標を用い、以下のとおり事業による成果を貨幣的に把握する。

①設定した成果指標ごとに社会的価値を測定・評価することとする。

②社会的価値の測定に当たっては、社会的事業が実施されなかったとしても生じたと考えられるアウトカムや、他の要因により生じたと考えられるアウトカムを可能な限り除外して行うよう努めるものとする。

(4) . 第三者評価機関による検証

成果の評価の妥当性について、厚生労働省において別途定める第三者評価機関による専門的、客観的な検証を受ける。

(5) . 事業報告書の作成

6(1)に定める業務を行う場合にあっては(1)の業務について、6(2)に定める業務を行う場合にあっては(1)から(4)の業務について、コンソーシアムを構成する関係者における課題や本事業実施後の取組（事業内容や成果指標の見直しの必要性

の有無、資金計画に関する課題や対応、地方公共団体による具体的な関与の方法等)について記載した事業報告書を作成する。

## 8. 企画書

本事業の実施を希望する者は、以下により企画書を作成し、提出期限までに社会保障担当参事官室に提出すること。

### (1) . 内容

#### ①実施地域

本事業による社会的事業を行う地の市区町村名を記載する。ただし、複数の市区町村で社会的事業を行う場合には、その全てを、都道府県単位で社会的事業を実施する場合には、都道府県名を記載する。

#### ②コンソーシアムの構成と組成状況

本事業の企画・実施を行うコンソーシアムを構成する関係者（予定でも可能とする。）を記載する。あわせて、関係者のそれぞれについて、協定の締結、内諾の状況について記載する。

#### ③事業計画案

7.(1)の事業計画について、その案を提出する。

#### ④スケジュール

本事業の具体的な実施スケジュールを記載する。

#### ⑤事業経費内訳書（見積書）

本委託事業の実施に必要な経費予定額（事業経費）を記載する（事業経費については9.を参照）。この事業経費としては、厚生労働省からの委託金を充てることを要する額を明記することとし、その額の上限は6(1)又は(2)に記載した額の範囲内とする。

### (2) . 作成方法

①提出書類の様式は任意とし、A4版の用紙に両面印刷とすること。

②複数ページから成る書類については、左上1か所をステープルで留めた上で、全書類をダブルクリップでまとめること。

### (3) . 添付資料

①コンソーシアムを構成する関係者の概要や、専門的業務の処理を含む運営体制、本事業に関連する事業、研究の実績等が分かる資料を添付すること。また、コンソーシアムの組成の状況に関し、それを証明する資料（協定の写し等）があれば添付すること。

②経費内訳書の必要経費の根拠を示す資料を添付すること。

③事業の一部を再委託する場合は、11に留意し、任意様式により再委託が必要な理由書を添付すること。また、現時点で再委託を想定する事業者がある場合は、当該事業者を想定する理由も併せて記載すること。

## 9. 事業経費として措置できるもの

本事業の対象経費は、国が適切と認める経費を対象とし、具体的な経費は以下を想定している。また、経費積算について疑義がある場合は、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）社会保障担当参事官室に照会すること。

### (1) . 事業計画の策定に要する経費

事業計画の策定のためコンソーシアム内の調整に従事する者の人件費、会議開催費（旅費、会議費、謝金、消耗品費）、その他必要と認められる経費

### (2) . 社会的事業に要する経費

社会的事業の企画や実施に要する経費（人件費、再委託費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費）、民間資金提供者に対する借入金元利償還、配当等に要する経費、その他必要と認められる経費

### (3) . 成果の評価の実施に要する経費

コンソーシアムにおける成果の評価に従事する者の人件費、成果の評価のための会議開催費（旅費、会議費、謝金、消耗品費）、その他必要と認められる経費

### (4) . 事業報告書の作成に要する経費

事業報告書の作成に従事する者の人件費、事業報告書策定のための会議開催費（旅費、会議費、謝金、消耗品費）、印刷製本費、その他必要と認められる経費

## 10. 事業経費として措置できないもの

### (1) . 建築等施設に関する経費

### (2) . 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

### (3) . その他事業に関係ない経費

## 11. 再委託の制限

(1) . 契約に関する事業の全部又は一部を一括して再委託することはできない。

(2) . 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部門の再委託はできない。

(3) . 契約に関する事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者の承認を受けること。当該承認を受けた内容を変更する場合には、あらためて委託者の承認を受けること。

(4) . 契約に関する事業の一部を再委託する場合、再委託を行う金額は、原則、契約金額の2分の1未満であること。ただし、7(2)に定める業務の実施に関し、社会的事業者に対する再委託に要する金額については、この限りではない。

(5) . 再委託する場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。